

衛星測位に関するワーキンググループの設置について

令和6年6月28日
衛星開発・実証小委員会

1. 設置の目的

衛星測位は、我が国の安全保障に大きく貢献するとともに、国民生活・社会経済活動を支える極めて重要な基盤インフラとなっている。その重要性に鑑み、主要国においては、独自の衛星測位システムの構築、衛星測位技術の高度化を進めており、我が国としても機能性向上に取り組む必要がある。また、測位システムに対する妨害電波等の脅威・リスクも増大しており、安定的に測位情報を提供するための抗たん性強化が求められている。

従前の「衛星測位に関する取組方針」に基づき、取組を行ってきたところ、加えて宇宙基本計画（令和5年6月13日閣議決定）及び工程表において、「測位サービスの安定供給を目的としたバックアップ機能の強化や利用可能領域の拡大のため、7機体制から11機体制に向け、コスト縮減等を図りつつ、検討・開発に着手する。」こととされた。

このため、関係府省庁等との連携のもと、今後の我が国の「衛星測位に関する取組方針」の策定及び実施状況の確認並びに11機体制を視野にした準天頂衛星システムの構築の在り方に関する助言を行うことを目的とし、「衛星開発・実証小委員会」の下に衛星測位に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

WGの検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 将来の衛星測位において想定されるニーズ、求められる機能・技術
- (2) 我が国の衛星測位システムの在り方とその性能目標
- (3) 各技術の研究開発目標、スケジュール
- (4) 衛星測位に関する今後の研究開発体制（各府省庁、研究機関の役割分担）
- (5) (1)～(4)を踏まえた、「衛星測位に関する取組方針」の策定

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係府省庁・機関・民間企業等の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

WGに属する委員は、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」）が指名する。また、WGには座長を置く。座長は、WGに属する委員のうちから委員長が指名する。座長は、座長代理を指名することができる。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。